

Q & A (補助金対象の可否、添付書類等について)

Q1 コンベンション期間中、全日程で市内施設を開催場所とすることができない(一部、やむを得ず市外施設を利用する)場合は、補助金の対象となるか?

【回答】

コンベンションの開催場所については制度見直しを行い、その「**全部又は一部が市内で開催**されるもの」と明確化したところです。

例えば、コンベンション開催期間中に利用予定の市内施設が休館日等の特段の事情により利用困難な場合で、一部日程で市外施設を利用する場合でもその日を含めて**補助対象(※)**とします。この場合、実績報告書に添付を要する「施設利用料の領収書の写し」は市内施設分のみとします。

また、全国大会等で本会場が市外施設、分科会の1つを市内施設を利用するコンベンションの場合でも、市内民間宿泊施設の宿泊者分は補助対象となります。

※コンベンション開催団体の都合(例：参加者規模等により市外施設を希望する等)で、市内施設を全く利用しない場合については補助対象外となります。なお、コンベンション開催(宿泊)期間など案件にさまざまなケースが想定されるため、ご不明な点は、事前にご相談願います。

Q2 体育系の合宿等で、実際の運動的な練習を行わず、練習様子(フォーム等)をビデオ撮影したものを宿泊館内施設で指導者等を交えて講習を行う場合は、「市内施設利用による練習」とみなし、補助対象となるか?

【回答】

宿泊館内施設を利用したことが領収書の写し等で明らかな場合、市内施設を利用した練習とみなして**補助対象**とします。ただし、当該コンベンション(宿泊)期間中に、**市内施設で実際の練習を行うことを前提**とします。

Q3 申請書類提出期間が1か月前となっているが、事前の補助金申請の予約等対応如何。

【回答】

市内施設の利用(予約)が確定していない段階において、書類の事前審査(記載事項の確認)は受付いたしますが、**補助金の確保(補助対象の確約)をするものではありません。**

この場合、市内施設を利用することが確実となった(予約ができた)時点で、速やかに交付申請書を提出してください。市で審査のうえ、交付決定の可否を判断いたします。

Q4 市内施設を予約して利用予定だったが、当日降雨等により利用できなかった場合の対応如何。

【回答】

補助対象とします。

この場合、実績報告書類に添付を要する「施設利用料の領収書の写し」が提出できないこととなりますが、事業実績書（様式第6号）において、「〇日は降雨に市内施設の利用ができなかった」旨を記載してもらうものといたします。

Q5 要件とした市内施設での開催について、施設利用料が無料の場合、実績報告時に添付が必要な「コンベンション開催施設利用料の請求書又は領収書の写し」の取扱如何。

【回答】

施設利用料が発生しない場合は、当該施設を利用した旨を証明いただくため、当該施設の確認印がある「施設利用証明書（様式不定）」の添付を求める場合があります。

（例）「〇〇（補助金申請団体名）は、〇〇の練習で〇月〇日から〇日まで館内会議室を利用していたことを証明します。」

年 月 日 施設名 □□□ 印

※ 上記Q1～Q5以外にご不明な点がございましたら、お手数ですが、下記までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

魚津市役所商工観光課（TEL 0765-23-1025）